

見附市教育委員会告示第 2 3 号

見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 6 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市学校給食費補助金交付要綱（平成 2 8 年教育委員会告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。）」の次に「の一部」を加え、「多子世帯の」を削る。

第 1 1 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条を第 1 3 条とする。

第 9 条第 2 項中「学校給食費補助金交付決定取消通知書」を「見附市学校給食費補助金交付決定取消通知書」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 8 条中「速やか」を削り、同条を第 1 1 条とする。

第 7 条第 1 項中「確定」の次に「し、見附市学校給食費補助金額通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「補助金の額を確定した後」を「市長は、前項の規定により補助金の額を確定した後」に、「学校給食費補助金変更通知書」を「見附市学校給食費補助金変更通知書」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 1 0 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 4 項」を「第 7 条」に、「学校給食費補助事業完了実績報告書」を「見附市学校給食費補助事業完了実績報告書」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条中「前条第 4 項の規定により補助金の交付決定を受けた者」を「交付申請を行った者」に、「申請の内容」を「申請内容」に、「学校給食費補助金交付決定変更届」を「見附市学校給食費補助金交付決定変更届」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条の見出し中「及び決定」を削り、同条第 1 項中「市内の小中学校等に在籍する算定対象者について前条第 2 項」を「第 2 条各号」に、「学校給食費補助金交付申請書兼承諾書（様式第 1 号）」を「見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書（様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3）」に改め、同条第 2

項を削り、同条第3項中「前条第2項」を「第2条第3号及び第4号」に、「学校給食費補助金交付申請書兼承諾書」を「見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書」に改め、同項を同条第2項とし、第4条第4項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(権限の委任)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定通知書の受領並びに完了実績報告に関する権限を児童生徒が在籍する学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任することができるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは見附市学校給食費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付すべきと認められないときは見附市学校給食費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請をした者又は学校長に通知するものとする。

第3条第1項中「算定対象者の人数から2人を控除した人数分の学校給食費の額とし、小学校、中学校又は特別支援学校（以下「小中学校等」という。）に在籍し、かつ、市内に住所を有するものについて算定するものとする」を「次の各号に定める額を上限とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1号の補助金の額は、学校給食実施日の属する年度の学校給食費について、保護者が納入すべき学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）と新潟県学校給食費負担軽減補助金の基準額との差額とする。
- (2) 第2条第2号の補助金の額は、新潟県学校給食費負担軽減補助金の基準額に非喫食期間月数（ひと月に満たない端数がある場合、切捨て）を乗じた額とする。
- (3) 第2条第3号の補助金の額は、中学生1人当たり年額15,000円とする。ただし、年度途中で第3条第1項第3号の要件を満たすこととなった場合は、実際の喫食回数を基準に調整するものとする。
- (4) 第2条第4号の補助金の額は、算定対象者が市内の小中学校等に在籍す

る場合は、中学生1人当たり年額65,000円と学校給食費負担額のいずれか少ない額とし、算定対象者が市外の中学校等に在籍する場合は中学生1人当たり年額65,000円と見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則（令和8年見附市規則第14号）第2条の2に定めた給食費単価に年度内に受けた学校給食の回数に乗じて算出された金額のうちいずれか少ない額とする。ただし、年度途中で第3条第1項第4号の要件を満たすこととなった場合は、中学生1人当たり年額65,000円と当該補助対象者となった日の属する月からの学校給食費負担額又はその相当額のうちいずれか少ない額を補助額にするものとする。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に規定する補助金の額は、見附市学校給食費等の徴収に関する要綱（令和8年見附市告示第 号）第6条により学校給食費の減額が行われた場合、減額された額と同額を補助金の額から減ずるものとする。

第3条第3項を削り、同条を第4条とする。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の全て」を削り、「とする」を「で補助金の額の確定時点において、補助対象となる年度における学校給食費の未納のない者とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 前条第1号に該当する補助対象者は、見附市立学校設置条例（昭和54年見附市条例第4号。以下「条例」という。）に規定する市立小学校および市立特別支援学校小学部に在籍する小学生で学校給食を喫食する者の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）とする。
- （2） 前条第2号に該当する補助対象者は、条例に規定する市立小学校および市立特別支援学校小学部に在籍する小学生で、非喫食者（主としてやむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者をいう。以下同じ。）の保護者とする。
- （3） 前条第3号に該当する補助対象者は、条例に規定する市立中学校または特別支援学校中学部に在籍する中学生の保護者および市外の中学校等に在籍する市内に住所を有する中学生の保護者とする。

- (4) 前条第4号に該当する補助対象者は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「算定対象者」という。）を3人以上養育している市内に住所を有する保護者とする。

第2条第2項中「前項」の次に「各号」を加え、同条第3項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（補助対象事業）

第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 小学生給食費負担軽減事業
- (2) 小学生非喫食者負担軽減事業
- (3) 中学生給食費負担軽減事業
- (4) 多子世帯給食費負担軽減事業

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

見附市長宛て

申請者署名
(保護者)

住 所	見附市
氏 名	
電話番号	

年度 見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書

次の児童・生徒について、学校給食費補助金の交付を受けたいので申請し、下記事項について承諾します。

申請事業 :

対象児童 ・生徒	氏 名		学校名	学校	年	組
			生年月日	年	月	日

注) 申請者世帯に該当者が 2 名以上いる場合、申請書 1 枚に 1 名ずつ申請してください。

記

- 1 申請に関する世帯の状況について、見附市教育委員会が住民基本台帳その他の審査に必要な公簿等により調査すること。
- 2 補助金を学校給食費として市の指定する口座へ納付すること。
- 3 補助金の交付決定及び完了報告の権限を在籍する学校の学校長に委任すること。

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号の 2(第 5 条関係)

年 月 日

見附市長宛て

申請者署名
(保護者)

住 所	見附市
氏 名	
電話番号	

年度 見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書

次の児童について、学校給食費補助金の交付を受けたいので申請し、下記事項について承諾します。

申請事業 : 小学生非喫食者負担軽減事業

対象児童	氏 名		学校名	学校	年	組
			生年月日		年	月

注) 申請者世帯に該当者が 2 名以上いる場合、申請書 1 枚に 1 名ずつ申請してください。

給食停止期間	理由
☐ 年度当初から ☐ 年 月 から 年 月 まで	☐ 重度のアレルギー、 その他の疾患 ☐ 不登校 ☐ 宗教上の配慮
※実際の給食停止開始は、停止開始依頼受理の 2 日後からになります。 その他の疾患を選択された場合は病名もしくは症状をお書きください。	

記

- 1 申請に関する世帯の状況について、見附市教育委員会が住民基本台帳その他の審査に必要な公簿等により調査すること。
- 2 学校給食費・学校諸費の振替先として登録してある口座情報について、市が学校長から提供を受けること。

様式第1号の3(第5条関係)

年 月 日

見附市長宛て

申請者署名
(保護者)

住 所	見附市
氏 名	
電話番号	

年度 見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書

次の生徒について、学校給食費補助金の交付を受けたいので申請し、下記事項について承諾します。

申請事業 : 多子世帯給食費負担軽減事業

対象生徒	氏 名		学校名	学校 年 組
			生年月日	年 月 日

注) 申請者世帯に該当者が2名以上いる場合、申請書1枚に1名ずつ申請してください。

対象生徒以外に養育している子ども

氏 名	生年月日	現住所	学校名
	年 月 日	見附市	学校
	年 月 日	見附市	学校
	年 月 日	見附市	学校
	年 月 日	見附市	学校

記

- 1 申請に関する世帯の状況について、見附市教育委員会が住民基本台帳その他の審査に必要な公簿等により調査すること。
- 2 学校給食費・学校諸費の振替先として登録してある口座情報について、市が学校長から提供を受けること。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

見附市長

見附市学校給食費補助金交付決定通知書

このことについて、年 月 日付けで申請されました学校給食費補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助児童・生徒氏名

2 補助事業名

3 補助金交付予定額 円

※ なお、補助金額は事業終了後に提出していただく事業報告書等を精査した上で金額を確定し交付します。

4 交付の条件等

(1) 申請の内容を変更しようとするときは、学校給食費補助金交付決定変更届を速やかに教育委員会に提出してください。

(2) 申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消します。

ア 見附市学校給食費補助金交付要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

見附市長

見附市学校給食費補助金不交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付けで申請されました学校給食費補助金について、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付しないこととした理由

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市長

保護者 住所 見附市

電話番号

氏名

年度 見附市学校給食費補助金交付決定変更届

次のとおり住所等を変更したので届け出ます。

対象児童・生徒 氏名		学校
		年 月 日生まれ
世帯構成の変更	☐ 有 ☐ 無	
変更事項 (該当箇所 to ○ を付けてくださ い。)	・住所 ・保護者名 ・児童等氏名 ・世帯構成員 ・その他	
変更前 (該当箇所に記 入してくださ い。)	・住所 ・保護者名 ・児童・生徒氏名 ・世帯構成員 ・給食喫食状況 ・その他	
変更後 (該当箇所に記 入してくださ い。)	・住所 ・保護者名 ・児童・生徒氏名 ・世帯構成員 ・給食喫食状況 ・その他	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市長

交付決定を受けた者 住 所 見附市
氏 名
電話番号

年度 見附市学校給食費補助事業完了実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた見附市学校給食費補助事業が完了したので、見附市学校給食費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

児 童 ・ 生 徒 氏 名	
学 校 名	
給 食 費 支 払 状 況	
補 助 対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

見附市長

年度 見附市学校給食費補助金額通知書

年 月 日付けで見附市学校給食費補助事業実績報告のあった補助金については、見附市学校給食費補助金交付要綱第 10 条 1 項の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

交付決定を受けた者	住 所	見附市
	氏 名	様
補助児童・生徒 氏名		
補助金額		
備 考		

※ この通知日以降、欠食等により給食費支払額に変更が生じた場合は補助金額を変更します。変更後の補助金額は後日お知らせいたします。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

見附市長

年度 見附市学校給食費補助金変更通知書

年 月 日付けで見附市学校給食費補助金額通知書により通知した補助金については、見附市学校給食費補助金交付要綱第 10 条 2 項の規定により、次のとおり額を変更したので通知します。

交付決定を受けた者	住 所	見附市
	氏 名	
補助児童・生徒氏名		
変更後補助金確定額	円	
変 更 理 由	変更前補助金額 円 変更後補助金額 円 変更額 円	

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

様

見附市長

見附市学校給食費補助金交付決定取消通知書

このことについて、 年 月 日付けの学校給食費補助金交付決定について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、見附市学校給食費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付取消額 円
- 2 交付取消理由

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。